

# リスク管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械施工協会（以下「協会」という。）におけるリスク管理に関して、必要な事項を定め、もってリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的とする。

2 リスク管理に関しては、各種規程、情報セキュリティポリシー等別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、リスクとは、協会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる危険を指すものとし、次の事象等をいう。

- (1) 信用の危機
- (2) 財務的な危機
- (3) 人的危機
- (4) 外部からの危機
- (5) その他前各号に準じる緊急事態

## (役員及び職員の責務)

第3条 役員及び職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び協会の定める規程等を遵守しなければならない。

2 役員及び職員は、業務の遂行に当たって、リスクの発生を予見し、適切に評価するとともに、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講じなければならない。

## (具体的リスクへの対応)

第4条 具体的リスクが発生した場合は、役員及び職員は一体となって、その内容、影響、対応策について把握、評価し、必要な初期対応策、再発防止策を協議し、実行に移すこととする。

2 発生したリスクについては、その内容、程度に応じ、理事会で審議するものとする。

## (理事会の役割)

第5条 理事会は、常に協会を俯瞰し、リスク管理に関し必要な事項を審議・検討する。

2 リスク管理担当役員は、前条のリスク管理に関し必要な事項を理事会に附議する。

3 リスク管理担当役員は業務執行理事とし、企画部長及び総務部長が事務を司る。

(補 足)

第6条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は理事会で審議のうえ会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年10月21日から施行する。